

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1167(57-19)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール ksyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://ksyoren.jp>

このニュースはホームページでもご覧になれます

仲間増やし 2つの目標達成をめざそう

①対象業者比10%の読者 ②1月1日比の年末増勢

■2025年 秋の運動(仲間増やし)

10/19 現在	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	1	1	1	2	0	1
南国	6	0	8	0	0	4
高知	8	1	0	0	1	4
仁淀川	2	1	0	0	0	2
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	4	2	1	0	0	3
計	21	5	10	2	1	14

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

純増46達成のための民商への提起数(各民商の純増数)

安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村
2	11	6	21	2	2	5

年末増勢のための必要数(各民商の純増数)

安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村
9	11	6	26	7	5	2

*いずれも10/1現在の数字です

高知県連は対象業者比10%以上の読者を維持していましたが、今年6月に10%を割り込んでしまいました。秋の運動では、46人の純増で10%を回復しようとして、各民商に純増目標を提起しています。合わせて、年末増勢も呼びかけています。

全国業者婦人決起集会に参加して②

香美郡民商婦人部員の感想

中谷美佐さん(農業)

今回、初めて参加させていただきました。全国様々な所から集まった業者婦人の方々の声を間近で聞く事ができたのがとても良かったです。日本全国色々な所で様々なお仕事をされている方々、それぞれに違った苦労があるんだなと…。沢山の「気付き」を頂く事ができて、有意義な時間を過ごせました。有難うございました。

川添とみ代さん

今回も集会に参加させて頂きました。まずは中村民商事務局長・橋崎さんと要請行動をしました。尾崎正直議員は選挙運動で地方に応援に出て留守でした。公明党の山崎正恭議員も不在でした。中谷元大臣はここには居ません。防衛省ですと言われ、秘書の方に今日の要請行動の趣旨を伝えました。お茶を出して頂き、消費税問題、インボイス制度はいかんでしょと言うと秘書の方の方もそうですねと言っていました。「痛みが浸透すると地方ほど、回復に相当時間がかかります。県民が安心して商売を続けられ、又安心して暮らせる若者世帯に子育て支援拡充を求めます」と要請してきました。

日比谷公会堂での集会に参加は900人と前回より参加者数が少なくてびっくりしましたが、今回のスローガンを声を張り上げて頑張ってデモ行進もしました。参加の機会をありがとうございました。

全商連共済会が第1目標として、民商会員本人の共済加入率100%を達成を目指しています。全国的には昨年6月に80%を達成しました。

会員加入率80%

めざして

「役員が決意し、事務局との連携を強め、会議で議論をして、①入会時の同時加入を徹底し、②対象者を明らかにし、行動を具体化するなど、いわば『定石』とも言える活動を地道に行い、時には大きな運動として取り組んできたことが教訓です。これらの活動が大

前進している県連、民商の取り組みが紹介され、役員と事務局の連携、同時加入の徹底が開かれたものです。

役員と事務局の連携

同時加入の徹底



会員加入率75%未満の県共済会対策会議に参加

仲間同士の助け合いで、助けられない人をつくらない「より民商らしい共済」という大きな課題を成し遂げるため、全国の民商・県連共済会が会員加入率80%を達成し、全会員加入と配偶者の加入を高めるために、75%未満の県連共済会の奮闘と前進を促進しようと、対策会議が開催されました。

22県連共済会が未達成で、うち75%未満の13県連共済会を対象に会議が開かれたものです。

高知の現状

高知県の会員加入率は、72.9%でこの10年間ほとんど変わっていません。森理事長は、「9月にはバスツアーを行い101人が参加した。楽しい取り組みもしながら拡大、会員加入率を高める取組みをすすめたい。一番会員の多い高知民商共済会の奮闘に期待している」と発言しました。

県共済会は、次期総会(来年6月予定)を加入率75%で迎える方針です。そのため、この秋の運動の中で会員加入者を16人純増し、74%にしようと呼びかけています。

「債権管理課における生活再建型滞納整理の取組みについて」⑤

5 検討・今後の課題(まとめ①) 課長 近藤 昭彦

しかしながら、税金等の滞納のない低所得世帯の方(非課税世帯)については、当課単独では現状を把握することが困難であり、福祉部門との協働関係が重要となつてまいります。

まずは、前提として行政の縦割りの弊害をなくし、横断的な取り組みを通じて各課がそれぞれ連携しながら、一体となつて支援できるスキームを検討していく必要があります。併せて職員一人一人の意識改革も取り組むべき課題であるといえるでしょう。

本町の生活困窮者対策、自立支援対策をはじめとする生活困窮者対策として将来的には当課のみで担うのではなく、全庁的な支援体制の構築が望まれます。

行政には「命を守るサービス」すなわち、町民の財産と生命を守る義務があります。そして、行政には地域の困っている人を助ける拠点が必要です。

最後に、行政の最低限の役割は、「声なき声に真摯に向き合うこと」「住民に寄り添い、常に伴走型であるべきこと」「住民の財産と生命を守る責務があること」。以上の3点に集約されるのではないだろうか。

本町では、そのような体制をより強化して、地域の皆様方に少しでも役に立てる町でありたいと思っております。(おわり)